HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	世界市場における競争と価値法則
Author(s)	唐渡, 興宣
Citation	北海道大學　經濟學研究, 26(4), 145-191
Issue Date	1976-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31358
Type	departmental bulletin paper
File Information	26(4)_P145-191.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

世界市場における競争と価値法則

唐　渡　興　宣

≪序≫

資本の本性は生産力を無制限的に発展せしめる傾向，衝動であり，原料と販売市場によってのみ制限される生産の弾力性，飛躍的拡張能力をその特質とする。近代工業を確立した先進諸国はかかる諸制限を後進国の手工業を破壊し，自国の市場に転化させ，他方では原料供給国に転化させることによって克服するが，資本の生産力を発展せしめようとする傾向は，かくして形成され，拡大された規模の市場と原料供給を乗り超えようとする。かくして，生産過程の突然の飛躍的拡張能力を持つ資本は世界市場を創出すると共に，その世界市場を自己の基礎および生活圏として，その上でのみ立脚しうるものとなる。

先進諸国資本主義は非資本主義的諸国を内部的に分解しつつ，世界市場を拡大し，発展させると共に，自らの内部をも革新する。すなわち，自らが創出した世界市場に適合的に国民経済の内的編成を効率化するが，それはまたそれで自国の国民経済の内的編成に適合的に世界市場を変革していく衝動となって現れる。先進国はその工業生産物のうちでも生産力が最も発展しつつある商品を尖兵として，世界市場に切り込み，かかる商品の再生産の保障のために，自国に適合的に国際的農工分業を形成し，世界市場における独占的地位を獲得しようとする。そのために国内にあっては，基軸産業の周辺にこの産業から自立化した特殊的生産諸部門を周辺に配置し，基軸産業を頂点としたところの産業構造を創出する。かかる諸部門に農業及び停滞的諸産業から資本と労働が吸引され，産業構造が高度化される。

労働力商品は世界市場で取引される国際的商品ではない。すなわち，資本は産業予備軍を恒常的に確保しておくことにより，賃金を一定水準に維持し

て，それを根拠として始めて利潤を生産し，実現することを可能にしえる。だから，労働力商品の国際的移動が自由であるならば，国民経済の維持そのものが困難となる。従って，総資本の立場を代表する国家は国際的な労働力商品の移動を制限すると共に，その労働力商品の非可動性という問題を，国民経済の内的編成の効率化によって克服する。すなわち，国民経済が最も発展しうるように，労働配分が効率化される。そのために，一国の労働力編成の効率化は，当該国の資本蓄積をリードし，それを対外的に代表する基軸産業，それは同時に輸出産業であるところの国民的産業を創出することを意味する。先進諸国はかかる基軸産業を軸に対抗・反発しあう。

かかる世界市場的過程は次の二重の側面から促えられる。

第1に，先進諸国は全体として後進国を自国の原料供給国，及び市場に転化させるが，先進国相互間にあっては，次のような対立関係があらわれる。後発の先進国は先発に対して，別個の基軸産業を創出し，自己を編成し，先発の間隙をぬって世界市場に進出するべく反発してゆく。これは各国総資本の立場であると同時に，それは世界市場での競争場埋における諸国民経済の死活問題である。国際的農工分業は先進諸国の基軸産業を軸とした対立，反発を通して形成され，展開してゆく。

第2に，各国国民経済は基軸産業を軸として生産力を発展させ，規模拡大を実現していく。それは基軸の周辺に配置された関連諸産業の発展を媒介すると共に，媒介される。かかる諸産業の発展は国内市場の限界を乗り越え，世界市場にその販路を求める。それは同種商品の世界市場での競合という関係として現れてくる。近代工業は世界市場を必要とし，世界市場は，近代工業を確立した国であれば，いずれの国においても再生産可能な商品の激突する場面となる。世界市場の発展はかかる世界商品を発展させ，外国貿易の中での世界商品の比重を増大させ，大量現象たらしめる。同一商品が輸出され，輸入されるという関係がそれであり，また，国籍の異なる商品がある国の市場においてそのシェアを争うという関係がそれである。

以上が，世界市場における競争の各国総資本の立場と個別資本の立場とい

う側面から見た関係である。したがって，世界市場における世界商品は，近代工業のための原料，先進諸国の労働力商品を安価に維持するための農産物，及び，近代工業の生産物としての商品であり，世界市場はかかる商品の取引される場面である。

「世界市場は，いっさいの身分の外に存在する外国市場との関連での国内市場であるばかりでなく，同時にまた，再び国内市場の構成諸部分としてのいっさいの外国市場の内部〔市場〕である」（マルクス〔1〕203頁）

マルクスの世界市場についてのかかる指摘も，以上の二面において把握しえよう。世界市場とは，国内市場に対する外的存在というのではなく，国内市場に入り込み，他方で，その構成部分をなしている外国市場の総体として存在している。かかる世界市場を総括する形態が世界商品の国際的流通を媒介する世界市場価格の変動である。諸国民経済の対立と反発，及び相互補足性もかかる市場価格の国際的変動の規制関係を通じて行われるのであるが，ここに世界市場における競争の固有の問題が存在する。

諸国民経済はそれぞれ独自の国民的価格体系を有し，その相互の接触はそれを介して行われる。国民的価格体系は国民経済を総括する形態であるが，諸国民経済はそれぞれ別個の生産的労働の有機的編成体をその最奥の基礎としているがゆえに，国民経済領域は価値法則の作用範囲とされ，従って，国民的価格体系はそれぞれの国の価値法則に従って成立している。すなわち，労働力商品の国際的移動が制限されているから，各国独自の社会的分業の内延的，外延的発展度の相異は，各国の生産過程における技術的必然によって結びつけられ有機的全体をなす国民的総労働が他国のそれと相異なるものとして相対せしめる。従って，国民的総労働の強度差が生じ，同一商品についても相異なる生産条件の故に，労働の生産性の国民的相異を生ぜしめる。従って，国民経済はそれぞれ内部で価値評価機構を持ち，各国は独自の社会的必要労働時間をそれぞれの内在的価値尺度として，独自の国民的価値・価格体系を有する。更に，各国は独自の価格標準，及び貨幣呼称を有するが故に，各国の価格体系は内容的にも，対外的にも異なる。かかる相異を前提にして，

各国民経済の相互の接触が行われる(以上については拙稿〔2〕を参照のこと)。

ここに本来的難問が待ちうける。各国の国民経済は独自の価値体系を有し，同一商品についても各国はそれぞれ独自の価値価格（Wert Preice）を有し，独自の評価を受けているにもかかわらず，世界市場にあっては，国籍の異なる異質の労働によって生産された商品が同一の価格を受けとり，一物一価の法則が貫徹している。これはどうしてか，がその焦点である。

だが，かかる問題の設定自体が，実は国際価値論争中における一つの論争の対象となっている。すなわち，外国貿易が行なわれるのは，国際間に価格差が存在するからであって，価格差がなかったり，あるいはなくなったり，あるいは同種商品について同一価格がつくのであれば，貿易はそもそも行なわれるものでないとし，世界市場における一物一価の法則を否定するというのがそれである。ここでは，問題そのものが存在するのかしないのか，ということが問われているのであるから，我々は論理展開の出発点そのものを踏み固めていかなければならないことを意味している。以下，世界市場における一物一価の法則そのものの検討から始めよう。

〔1〕

国際価値論，その具体的展開形態としての国際市場価値（これを価値範疇としては把握せず，いわゆる国際的市場調整価格として価格範疇において把握する見解があるが，これは後段の議論において検討しよう)，を考察するものにとって，世界市場にあっては，一物一価の法則が貫徹することはいわば自明のこととされてきた。事実，国籍の相異なる商品がニューヨークとかロンドン，等の典型的国際商品の取引所では，世界中の需要と供給が集中して，一物一価を表示しており，それは国際商品が取引される市況として日々報道されているところである。

マルクスもかかる市場について次の様に指摘している。かかる市場は「有機的な種別化にすすみ，大きなグループとなるが，その大きなグループは資本自体の基本要素にしたがって，必然的に生産物市場と原料生産物市場とに

わかれる。生産用具は，そのものとしては，特別の市場を形成しない。」（マルクス〔1〕203頁）として，市場を次のように分類している。

生産物市場としては，穀物市場，植民地生産物の市場，果実，食料品，酒精飲料等の市場，原料生産物の市場としては，機械制工業の原料，化学工業の原料，同時に生産用具でもある原料，金属等の市場が形成されるとしている（〔同上〕203頁）。

かかる国際商品の具体的市場が発展するのは商品種類に依存しており，生産設備，機械等にこの種の市場が十分に発展をみないことは今日でも変りはない。これらの国際的商品の市場は，これらの商品が集中される輸出港，輸入港，あるいは中継港につくられ，輸出港には世界中の需要が，輸入港には世界中の供給が，国際的商品取引所には世界中の需要と供給が集中する。これらの主要な取引所で決定される価格を指標とて，輸出入取引業者は行動する。かかる市場について，木下悦二氏は次の様に指摘される。

「……より発展した商品取引所においては，取引される商品は少数の規格化された品質のものに整理され，これらの銘柄については，現物はもちろんのこと，見本さえもなしに取引される。しかも数カ月さきの受渡しと決済とを約束する先物取引さえ行なわれる。その結果，商品取引所において供給と需要はその無規定的な姿を全面的に展開する。ここにはもはや商品の集中を前提とした個々具体的な供給と具体的な需要が存在するのではなく，空間的，時間的制約を乗り超えて集中された供給一般と需要一般とが対立するのである。……こうして国内市場と世界市場の一切の制限をこえ，世界市場価格が形成されている」（木下〔3〕192頁）。

このような世界市場において一物一価を示す典型的な国際商品名の現代的なものを列挙すれば次のものがある。石油（ミナス原油），金（ロンドン），銅（ロンドン），鉛（ロンドン），棉花（アメリカ12市場），羊毛（ニュージランド），小麦（カンサスシチイ），砂糖（カリブ海）等々がそれである。

世界市場における競争によって形成される世界市場価格は，以上の如き市場において最も完成した一物一価の法則貫徹を示すものである。生産設備や

機械等は上記の商品のような国際的な流動性を欠き，国際市場は形成されにくい。一物一価の法則は市場の発達度に応じてその完成度を示すのであって，一物一価の法則の貫徹にバイアスが生じるのは避けがたい。また，かかる商品にあっては製品差別化が進んでいるために，一物一価という現象は見えにくい。しかしながら，一物一価の法則がないということではない。一物一価は市場の発達に応じて，その完成度を示すのであって，国内においても市場の発達，従って，商品流通が十分でなければ，一物一価は十分に貫徹しにくいということがあり，国際的な場面と異なるところはない。

それでは，世界市場における一物一価を否定する見解とはいかなるものであるかを，以下において検討してみよう。この際，注意さるべきことは，国際市場価格という経済事象を2国間の国際交換において成立するものとして，2国間の交換を絶対化させて把握するのではなく，多数国間の多角的競争関係の基礎上において生成するものとして把握するという方法上の問題である。2国間の国際交換を取り上げるのも，多数国間の競争関係を前提とした上で，それを分析的に明らかにするために，とりあえず，2国間の関係を取り上げるという方法的限定を受けてのことである。かかる方法的手続きを抜きにして，世界市場の原基形態は2国間の国際交換という関係であるとして，これを絶対化し，外国貿易の一般的法則をそこから導出しようとするならば，それは極めて大きな理論的偏奇をうけざるをえないであろう。たとえば，次の如き見解がそれである。

柴田政利氏（柴田〔4〕）は次の様に語られる。以下，氏の見解を通じて，問題に接近しよう。

①　「……外国貿易は，同一商品について，両国において価格差のあること，したがって一物一価ではないことが前提となるのである。単一社会（国内市場）においては，生産者の生産条件の相異にもかかわらず同一商品については，同一の市場価格（市場価値価格）が形成される。」（柴田〔4〕25頁）

更に，氏は次の様にも語られる。今，商品Aにおいて甲，乙両国に価格差がある場合，「商品Aについては甲国価格においても，乙国価格においても，

同一の市場価格が形成されなければならない。その場合には，通常外国貿易はありえないであろう」（柴田〔4〕25～26頁）と。

② 以上のことから，氏は，甲，乙両国において，何故に，一物一価が成立しないかが問題の焦点であるとされる。氏は右図の如き，設例を設けて，例解される。

	商品A 1単位	商品B 1単位	世界貨幣
甲国	40甲	80甲	10甲
乙国	25乙	30乙	5乙

両国の1労働日「甲と乙とは質的には共通性を持ちえない」（柴田〔4〕27頁），とされ，甲乙両国を通じる社会的労働はないとされる。ここで氏は，貨幣商品1gが甲乙両国でそれぞれ10甲，5乙として措定されるとして，この10甲と5乙とは，同質な労働であるとされる。氏のいう「一物一価」は貫徹しないから，乙国商品B 6gが甲国に輸出されれば，それは甲国の価格8gで販売され，逆に甲の商品4gが乙国に輸出されれば，5gで販売されるはずであるが，この場合，貿易の主導権を持って国に貿易の利益が落ちるとされる（柴田〔4〕29頁）。貿易の主導権を持つ国（乙国）の価格が，国際価格として強制される。すなわち，乙国は輸出に際しては，6gは8gで販売されるが，輸入に際しては，5gでなく，4gで実現されるとする。これを価値においてみると，乙国では，輸出（商品B）においては，30乙の価値は40乙の価値として評価されることになり，輸入（商品A）については，25乙の商品は20乙となるとされる。

③ 以上の貿易による需給の組み合せの変動を通じて，両国の生産構造が以下の如く，変動するとされる。

乙国では「輸出において，需要量の増大はより劣悪な生産者の生産への参加を可能にし，輸入においては，国民的価値より小さい価値の商品の供給増加がもたらされ，劣悪な生産者は排除されるであろう」（柴田〔4〕29頁），逆に，甲国では，輸入によって国民的価値と同一価値の商品の供給増となり，劣悪な生産者は排除され，逆に，輸出においては需要増となり，劣悪な生産者の生産参加が可能となる（同上，29頁）とされる。

以上，かなり長々と引用したのは，柴田氏の議論には若干の理論的不整合が目立ち，この問題点は国際価値論を考察する上で決して無視できないものであるからであり，しかも氏の論稿は比較的最近の作であるにもかかわらず，戦後の国際価値論争が惹き起こされて久しいが，そこでの問題点が氏によってもいまだ十分に解決されていないからである。

さて，氏の論点においてもまず問題となるのは，貨幣の価値を甲国10甲，乙国5乙として簡単に措定していることである。これがいかにして決定されるかを問題にしない無神経さには驚くばかりであって，これがいかに措定されるかは国際価値論争中の大問題であり，氏のように簡単に10甲，5乙として済ますわけにはいかない。これは国際価値論の一環をなす貨幣の相対的価値の国民的相異に属する問題であって，各国の貨幣価値を規定するということは，貨幣の相対的価値が貨幣と商品の価値の相互関係から決るという意味において，貨幣の相対的価値の国民的相異を明らかにするのに必要な理論的前提が説かれるということを意味する。氏の様に簡単に処理するわけにはいかない。ところで，氏はこの世界貨幣は甲，乙両国で生産されたものであるということを述べるかもしれない。両国が産金国であれば確に，氏が示される如く，両国の産金に必要な労働時間を10甲，5乙と措定することに問題はない。だがこの場合，更に重大な問題が生じる。甲，乙両国は共に産金国であるするこの前提を現実の世界市場に適用するならば，全世界のすべての国が産金国であるということになる。すべての国が産金国であれば，甲，乙両国を産金国とする抽象は可能である。ここにも先に留意点としておいた2国間関係を世界市場の原基形態としてそれを絶対化させる方法上の問題を見ることができる。重要なのは，非産金国の貨幣価値がいかに決定されるかということなのである。この問題を考慮しないまでも，極めて，重大な問題がある。氏は甲，乙両国においける商品A，Bを生産する労働は異質であり，その両者に質的に共通なものは何もないとされておりながら，他方で，両国における産金労働，10甲と5乙は同質な労働であるとされる。両国の産金労働はそれぞれ両国の国民的総労働の一分岐として存在しているのであるから，

以上の如き議論は極めて不可解としかいいようがない。

以上の貨幣の価値規定に関する議論は氏の様に簡単に処理するわけにはいかないのであるが，それはともかくとして，以下問題点を摘出しよう。

第1に，甲乙両国間の貿易において，乙国に貿易の主導権があるとする論点である。この想定は乙国が甲国に対して先進国であるとする立場であろうが，今，甲乙両国が貿易の主導権に関して対等な関係にあるとすれば，氏の議論は一体どうなるのか。この場合でも，個々の商品について両国の国民的価格は異なることは認められるのであり，貿易は十分行われるはずである。貿易というのは，何も先進国と後進国にのみ限ったことではない。先進国，中進国，後進国の間で種々の組み合せのもとでの貿易が行われるのであって，一つの関係のみを絶対化させるというわけにはいかない。先進国と後進国の貿易も重要な問題であるが，その他の組み合わせの場合も十分に解明しうるような国際交換を規制する法則が提起されるのでなければならない。貿易の主導権を持つ国が想定されなければ，国際交換の法則的解明がなりたたないというのであれば，それは特殊なケースの不当な一般化であって，そこで得られるものは法則とはいいがたくなる。勿論，外国貿易には種々の政治的，外交的，軍事的な諸々の要因が作用することを否定しえないが，これらはあくまでも法則に対して外的な阻害要因として位置付けなければならない。貿易の主導権というのもかかるものとして位置付けるべきで，まず解明すべきは外国貿易を規制する法則でなければならない。このあとさきを抜きにして外国貿易論が説かれなければならないというのであれば，方法上の重大問題が生じる。我々は外国貿易の法則的解明によって得られる諸規定は，マルクスのいわゆるプラン問題における後半体系に属するものとして位置付けている。ところで，柴田氏の如く，貿易の主導権なるものを提起するのであれば，そこには貿易における法則的解明というのは成立しえず，あるのは個々の貿易の事情を具体的に分析して，いずれが主導権を持っているかを分析するということになる。例えば，ドイツとイギリス，イギリスとオランダ，インドと……いうように個々のケース毎に事実を分析するということになる。柴田

氏がいかなる理論的立場に立たれているかは不明であるが，外国貿易を規制する法則を一般的に解明することは不可能であるとする立場があることは，宇野教授（宇野〔5〕11～12頁）の見解に見られる様に周知の通りである。この場合には，「段階論」か「現状分析」のいずれに属するかは不明であるが，国際価値論とは別の理論構成が必要となろう[1)]。柴田氏の方法的立場は不明であるが，少くとも貿易の主導権なるものの安易な提起そのものに問題があろう（宇野氏の見解については木下悦二(〔3〕99頁)）氏の批判を参照されたい)。

第2に，氏は一物一価は世界市場では成り立たないのが原則であり，一物一価であれば，貿易そのものが行なわれないとされる。ところで，氏は世界市場において一物一価となるということは，甲，乙両国において同一商品が同一価格になることだと理解されている。

先の例によれば，商品Bは甲乙両国でそれぞれ8ℊ，6ℊであり，氏が一物一価の否定をいわれるのは，これらが同一価格になることや，6ℊと8ℊの平均を否定する意味で語られるのであれば，それは正当な主張である。この見解が国内の一物一価，従って市場価値を導出するさいの加重平均原理を国際間に直接適用するという素朴な加重平均原理に対して主張されているのであれば，それは意味のあることである。だが，かかる加重平均原理の直接適用への批判の行きすぎが，世界市場の一物一価までも否定するということであれば，それはたらいの水と一緒に赤子まで流してしまうことになる。ところで，乙国の商品Bは乙国で6ℊであるが，それが甲国では8ℊで輸出されると氏は主張されている。この場合，実は商品Bの世界市場での価格は8ℊであり，この8ℊは世界市場における一物一価の証査である。すなわち，この8ℊの導出が正しいかどうかは別として，商品Bは世界市場で8ℊという価格を受けとる。氏の設例のもとでは，世界市場を構成するのは甲乙2国のみであるから，ここで成立している世界市場の一物一価は8ℊである。氏は世界市場での一物一価を否定されるのであるが，実際はその成立を説いているのである。氏は自らの見解を自ら批判するという自己撞着におちいって

いるということになる。

更に，氏は国民的価値価格の差が存在することが貿易の前提であり，両国の価格差がない場合には，貿易は行なわれないとかたくなに信じられている。

氏の設例によれば，B商品の国際価格は8gであり，乙国の価格は6gであるから，乙国の輸出の意義は理解しえても，甲国では8gのものを8gで輸入する意義は積極的には理解しえない。従って，氏は乙国の貿易における主導権という経済的強制を主張されるのであろうが，そうでもしないかぎり，氏の論法でいけば，甲国にとっては同一価格であるから輸入はありえなくなる。

ところで，氏はB国内の需要に対して，供給は輸入品を加えて，過剰となり，価格下落となり，B国内の劣等な生産者は排除されると述べられる。だが，乙国内にあっては，商品価格は8gであって，輸入品も同一の資格において競争しており，価格下落の影響は同様に受ける。かかる場合，理論的には，乙国が，自らの価格を引き下げて，例えば，7.5gで販売し，B国内での劣等な生産者を排除して，市場において自己の地位を確保すると考える方がより現実的である。この場合，同一価格8gで輸出して，7.5gまでに価格が下落するのと，7.5gで輸出することによって甲国の商品価格がこの7.5gにまで引き下げられるのとでは，大差のないことの様に思えるであろうが，この場合，確認しておくべき重要な問題がある。すなわち，乙国が7.5gで輸出するということは，この7.5gが世界市場での一物一価である。今，考察していたのは甲乙二国であったが，第3の国丙が存在していたとすれば，丙国もこの7.5gの国際価格の水準の決定に参加するものと考えればよい。以上の様に考えれば一物一価の意味がより理解しえよう。

氏は以上の如く輸入国側の価格下落を述べられ，他方で輸出国側では，輸出の増分は乙国内での需要の増大と同一であるとし，劣等な生産者の参入が可能となるとされ，両国間の国民的価格の平準化を述べておられる。だとすれば，甲乙間では貿易が行われなくなる傾向にでも進むと考えておられるのであろうか。両国間において商品Bの価格差がなくとも，この場合貿易は行

われないとするのではなく，むしろ対等であるがゆえに，激しい競争が展開するものと考えなければならない。同一商品が相互に輸出され合う関係であり，同一商品が輸出入表の両側に同時に現われるという関係である。外国貿易が行われるのは，国内市場の限界を克服するために市場を外国に求める資本の運動，生産力を無制限的に発展せしめようとする資本の衝動があるからである。この資本の衝動を眠り込ませるという訳にはいかない。

第3に，氏は乙国が国際価値の規制者であると述べられる。氏の設例では，乙国では6gのものが甲国では甲国の価格8gで売れるものとしている。この場合，乙国の国籍を持つ商品Bが甲国に輸出されるや，それは甲国の価値法則に従い，甲国で生産されたものとして評価され，8gの価格を受けとっている。従って，この場合，甲国の労働を単位として乙国の商品を評価していること，従って甲国の労働を国際価値価格の規制者にしていることを意味する。ただ氏は，かくして規定された国際価値価格を乙国の国民的価値に換算しなおし，いいなおすことによって貿易の主導権を持つ乙国の労働を国際価値の規制者にしているのである。ここでも氏は自らの結論と結論を導くところの論理との間の自己撞着に陥っておられる。氏の論理からすれば，甲国の労働が国際価値の規制者であるとしなければならない。

以上，いくつかの混乱を生み出した方法上の難点は，先にも見たように，世界市場を2国間の国際交換において把握し，これを絶対化し，形式的な論理操作に終始した点にある。確かに，一物一価の法則の否定を始めとした，いくつかの理論的な難点は，2国間貿易という想定のもとではあまり目立たない。だが，かかる難点を世界市場の現実と照合するならば，論理の不整合性としてチェックできたであろう。

氏の議論が重商主義段階における前期的商業資本の主導のもとでの貿易理論として提起されているのであれば，ある程度の整合性を持つ。価格差を利用した貿易の利益が，貿易の主導権を持つ国にのみおち，そのような価格はかかる国によってのみ規定されるという主張はまさにその通りである。近代工業を確立した諸国民経済では交通輸送手段も確立され，商業資本も自立化

しているのであって，かかる諸国との間の競争関係を表象すれば以上の主張もチェックできたはずである。勿論，先進国が後進国を武力，政治力等々の行使を背景にして収奪を行うということは重要な経済事象であるが，かかる事態は法則の貫徹に対する阻害要因として位置付けるべきである。国際価値価格は客観的，社会的な存在であって，個々の貿易の主導権を持つ国が人為的に操作しうるという内容のものではない。法則の貫徹が阻害されるということは認められるとしても，法則そのものは存在するのである。

以上の柴田氏に対する批判は決して揚足とりのために行ったものではない。世界市場を2国間貿易において把握する方法が，柴田氏と異なって一物一価の法則を主張する論者においても共通に採用されているからである。世界市場における価値法則の適用に際して，二国間の交換を問題にすること自体が問題であるというのではなく，それを語る場合には，あくまで特殊ケースという前提のもとでのみ語るべきであり，また，そこでの結論は同時に世界市場の現実の客観的説明原理として適用しうるものでなければならない。

以上の氏の議論には更に方法上の問題がある。氏の議論は総じて，リカードの「比較生産費説」とマルクスの国際価値論とを貿易の主導権なるものによって接木しようとする試みであるといえる。筆者はリカードの比較生産費説とマルクスの国際価値論とは異質のものであり，両者は決して統一されるという性格のものではない。むしろ，リカードの比較生産費説の否定の上に始めて，国際価値論は展開できるものと考える。リカードの場合も，ポルトガルとイギリスとの2国間の交換を世界市場として考察しているのであるが，比較生産費説にはそれ以上の問題があり，この点は名和統一氏の見解を問題にする時に述べよう。

以上において，世界市場における一物一価を否定すれば，それはいかなる問題を生み出すか，それはいかなる方法上の難点から出てきたか，ということを説いた。我々は今や議論の出発点を踏み固めることができた。

以下，世界市場における価値法則の適用におけるモディフィケーションを考察しよう。

〔2〕

国籍の相異なる商品が世界市場で一物一価の規定を受けとるということは，相異なる国民的価値．従って，その実体としての相異なる国民的労働が止揚されるということを意味する。この点で，周知のようにマルクスは『資本論』第1巻第20章「労賃の国民的相異」において，価値法則の国際的適用に際しての修正を述べている（マルクス〔6〕875頁）

第1に，労働強度についての修正であり，それは,「強度のより大きい国民的労働は強度のより小さい国民的労働に比べれば，同じ時間により多くの価値を生産するのであって，この価値はより多くの貨幣で表現される」ということである。

第2に，生産性についての修正であり，それは「より生産的国民的労働も……やはり強度のより大きい国民的労働として計算される」ということである。

ここでは国民的労働強度差について検討しよう。さて，国民的強度差に応じて相異なる価値量が生産されるということが，価値法則の適用における修正であるということは，次のことを意味する。

「どの国でも一定の中位の労働強度なるものがあって，それ以下の強度の労働は商品の生産にさいし社会的必要上の時間を消費するのであり，したがって標準質の労働としては計算されない。ある与えられた国では，労働時間の単なる長さによる価値の度量を変更するのは，国民的以上に高い強度のみである。個々の国を構成部分とする世界市場ではこれと異なる。中位の労働強度といっても国々で変化する。ある国では大きく，他の国では小さい。だから，それらの国民的諸平均は段階状をなすのであって，その度量単位は世界的労働の平均単位である」（マルクス〔6〕875頁）

国内にあっては強度において国民的平均が成立し，それ以下の労働強度は価値形成的とはみなされない。他方，世界市場では国民的労働強度の平均が段階状をなして存在しており，それぞれが国民的価値の形成者であり，価値

規定的意義を持って存在している。これが価値法則の適用におけるモディフィケーションである。

国内においては，労働力商品は一定の熟練さえあれば，いかなる商品をも生産できるものとして存在しており，その移動も自由である。したがって，いかなる部門に投入されようとも同質の簡単労働として同じ価値量を生産するものとなる。ここに国民的労働の平均強度が形成される事情がある。

国際間にあっては，労働力商品の移動が制限されているため，各国毎に異なる強度差を平均化せしめる機構そのものが欠落している。従って，国内とは異なる事情が労働の国民的強度差を止揚する。

A国がB国の2倍の労働強度にあるならば，A国1人の1労働日に対して，B国は2人1の労働日を対置することによって，両国の強度は止揚される。すなわち，A国1人に対してB国2人が対抗することによって初めて，両国が対等な競争関係に立ち，両国の労働は同一労働として評価され，同一の価値生産量を生産したということになる。生産諸条件の相異を捨象して考えるならば，一物一価の法則は以上の修正を受けて成立する。強度差に関する問題は以上の説明で基本的に了解されると思うが，問題がないというわけではない。

先に引用した「それらの国民的諸平均は段階状をなすのであって，その度量単位は世界的労働の平均単位である」というマルクスの指摘を何と解するか，ということがそれである。

マルクス自身，ここでいう「世界的労働」がいかなるものであるかを明確にしているわけでないし，ましてや共通の理解が確定されているというわけにもいかない。「世界的労働」という概念を筆者は次の様に考える。すなわち，国際分業によって，諸国民経済は国際的に編成され，対立と反発を含みつつも，相互に補足しあう一つの有機的全体を獲得するということについては，すでに「序」で述べたところである。従って，各国は独自の労働力編成をなすのであるが，それが国際的に編成され，有機的全体をなすシステムとして措定されるや，各国の労働力編成は相互にバラバラの状態ではなく，相互に

依存しあうものとして関係する。かくして，各国の国民的総労働が以上の如く国際的に編成され，有機的全体性をなすものとして把握されるや，それは「世界的労働」として一括して措定される。

しかしながら，各国の国民的総労働が「世界的労働」の構成部分をなすものとして把握されたからといって，各国の国民的労働の強度差という異質性がなくなるというわけではない。それを残したまま，それぞれの資格において「世界的労働」の一構成部分となるということである。ここに，同じ社会的分業とはいえ，国内での社会的分業と国際的分業との決定的な相異がある。

以上の如く「世界的労働」を定義したとしても，筆者には国民的強度差の段階づけを「世界的労働」の平均単位でもってなすというマルクスの指摘は理解しがたい。「世界的労働の平均単位」というマルクスの指摘は，よく使用され，マルクスの当該箇所のパラグラフはよく引用されるのであるが，これがいかなるものであるかについては，筆者の勉強不足で見落しているのかもしれないが，ついぞその説明を読んだことがない。この「世界的労働の平均単位」にマルクスがいかなる意味を与えているかが筆者に理解しえないということは次のことを意味する。

今，A国，B国，C国……の国民的労働の平均強度が段階状をなして存在しており，この強度差を平均した労働強度でもって，各国の国民的強度差のランクづけを行うというのであれば，これは純粋にトゥトロギーである。例えば，A国がB国の3倍の強度にあり，それらの平均でもって労量したとしても，A国がB国の3倍の強度にあるということは変更されない。したがって，「世界的労働の平均単位」によって各国の強度差を指定するということが可能であるためには，まずもって，各国の強度差が明らかになる前にこの平均単位なるものが確定されておらなければならない。また，この平均単位を中位の国を持ってきて説明するわけにもいかない。アプリオリに中位の国民的強度を持った国があるというわけにはいかない。中位の労働強度の国が存在するということはより強度の大きい国とそうでない国というのが明らかにされているからそういえるのであって，そこには事実上国民的強度差が前提

されている。国民的強度差が前提されているのであれば,「平均単位」を語る必要はもとから存在しない。

マルクスが「平均単位」の平均について何を意味しているかは不明であるが，少くとも平均を語るには語りうるだけの事情が存在していなければならない。平均を形成するメカニズムの存在するところで始めて，平均が語りうるのであって，国民的労働の平均強度が語りえたのもそれだけの事情が一国内にあったからである。国際間にはそのような事情が欠落している。このような自明のことをマルクスが知らなかったわけでもないであろうから,「世界的労働の平均単位」とは以上のこととは別の事でなければならない。それが何であるかについては，筆者は自信をもってこうだというものを用意できない。マルクスの視点からすれば，国民的労働強度差のランク付の前に「平均単位」が存在しておらなければならないのであろうが，筆者にとってはこれが何であるかが解明されなくとも，問題は十分に解明される。

今，A国の国民的労働の平均強度を基準にして，B国，C国……の各国の強度差を措定するということは可能であるし，また，基準にB，C……のいずれの国の強度を採用しても同一の結果が得られる。

以上のことを前提として，世界市場における一物一価を析出して見よう。今，例えば，E国，F国が産金国であり，その強度差が例えば，3：2であれば，同一時間に同一金量を生産するにはE国1人に対し，F国1.5人が必要であるということ，今ある金量の生産にE国2人が必要ならば，F国は3人必要であり，E国，F国は以上の資格において金の国際価値を形成する。先の検討からすれば，E国の国民的強度を基準にしても，F国のそれを基準にしても同一の金の国際価値が図の如く成立する。

以上の金による価格表現としては，次の様になる。E国であれ，F国であれ，どれを基準にしても，A国，B国C国……はその強度差に応じて相異なる国民的価値を生産しているのである

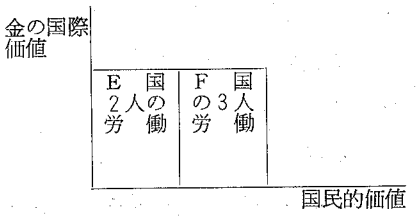

から，それに応じた貨幣表現を受けとる。すなわち，相異なる労働時間は同一の国際価値価格を形成するということになる。従って，産金国間の強度差を含めて，各国の強度差が明らかにされれば，どの国を基準にしても，同一の結果が得られる。

ここでは「世界的労働の平均単位」ということを問題にしなくとも，十分に世界市場で一物一価の基礎カテゴリーとしての国際価値を規定することができたのであるが，もし「平均単位」なる概念の必要性を説く場合には，単にマルクスが述べているからということを理由にするという教条主義は別としても，いかなる意味において平均を語るのか，その平均を語りうる事情とはいかなるものかを理論化する必要がある。今日の国際価値論争には国民的労働の平均生産性とか，諸国民的価値の加重平均とか，とを無雑作に語り，平均を振りまわす論者が多々あることを思えば，以上のことは決して過言ではない。

以上において我々は国際的市場価値の基礎カテゴリーとしての国際価値を説いた。それは生産の主体的条件の相異を，以上の修正を通じて国際的に同質化することによって得られた。これでもって直ちに世界市場における一物一価を主張しえないのが，世界市場における価値法則の最大の難点である。すなわち，生産の客体的条件＝生産の諸条件，その相異からくる労働生産性の相異をいかに処理するかがそれである。以下においては，従来の諸説の検討を通じて，問題に接近しよう。

〔3〕

労働生産性の国民的相異をいかに処理するか，についてはその分析視角において二つのグループに大別しうる。労働生産性の相異を同種商品についての国際比較において把握するか，それとも国民的労働の平均生産性の国際比較として把握するか，がそれである。

前者は，労働強度の国民的相異を止揚した上で，同種商品における生産性の国際的相異からくる商品の個別的価値の相違を加重平均することによって，

国際的市場価値を算出するという立場である。後者は，名和統一氏の見解，及びその批判の中から生まれ，今日の支配的見解を形成するものである。すなわち，それは国民的労働の生産性という概念を国民的労働の平均生産性として把握し，あたかもそれが国民的労働の平均強度と同じように諸階梯をなしているとするものである。これらの見解は同じ国民的平均生産性を語っているとはいえ，名和教授のように，ある特殊な商品，基軸産業の生産物の労働生産性でもって一国の労働の平均生産性を代表させ，かかる平均生産性が段階状をなすとする見解と，輸出に参加する商品の労働生産性の平均，又は一国の全産業の生産性の平均を語る見解，等々のいくつかの亜種がある。

ここでは当面，国民的労働の平均生産性を語る見解の検討から始めるが，その前に，労働生産性の国民的相異についてマルクスはどのように述べているかを確認しておこう。

①　「より生産的な国民が自分の商品の販売価格をその価値まで引下げることを競争によって強制されないかぎり，……」（マルクス〔6〕875頁）と，述べているが，ここで確認すべき点は次の点である。ここで「販売価格」とは，世界市場における販売が問題である以上，それは国際市場価値価格に他ならない。また販売価格を「その価値まで引下げる」という場合の「価値」とは国民的価値のことであることは自明である。従って，世界市場では，より生産性の高い国は自国の商品を国民的価値以上において販売すること，従って，国民的価値以上の水準において国際的市場価値が成立すること，が指適されている。従って，輸出を通じて超過利潤を獲得しうる可能性があることを示唆している。

②　以上のマルクスの指摘する同一箇所で，「より生産的な国民的労働も……やはり強度のより大きい国民的労働として計算される」マルクス〔6〕875頁）と指摘している。強度差については先に検討した様に，強度差に応じて生産される価値量が異なるということであった。生産性の場合，強度のより大きい国民的労働として「計算される」ということであるから，価値生産量についてもより大きな価値を生産したものと「計算される」ということにな

る。価値の実体としての労働が「より大きい国民的労働として計算される」というのであるから，その形態もそのように「計算される」ということでなければ首尾一貫しないことは明白である。生産性の国民的相異は現実に相異なる価値を生産するというのではなく，そういうものとして計算される，とみなされる，通用する，ということになる。

③　「ある一国で資本主義的生産が発達していれば，それと同じ度合いでそこでは労働の国民的強度も生産性も国際水準の上に出ている。だから違った国々で同じ労働時間に生産される同種商品のいろいろに違った分量は，不等な国際的価値を持っており，これらの価値はいろいろに違った価格で，すなわち国際的価値の相違に従って違う貨幣額で表現されるのである」(マルクス〔6〕875頁)。

ここで確認しておくことは「違った国々で同じ労働時間に生産される同種商品のいろいろに違った分量は不当な国際価値をもっている」とされている点である。すなわち，個々の同じ種類の商品についてのみ国際比較が行われているのである。生産性の比較については同一商品についてのみ語りうることだということは自明のことであるが，国際価値論争においては生産性の問題が必ずしもその様にすっきりとは処理されていない。ところで，ここでは「違った国々で同じ労働時間に生産される同種商品のいろいろに違った分量は不等な国際価値を持っている」とされている点で，生産性の相異が価値生産量の相異として現われてくるという②の指摘と矛盾するような述べ方になっている。しかし，この指摘のみで労働生産性の相異が現実に生産される価値量の相異をもたらすとはいいがたいのであって，強度差も含めて議論されているのであるから，この点ではここでのマルクスの指摘はあいまいである。しかし，労働生産性の比較は同一商品についてのみ語りうるということだけは明白なことである。

以上において確認しうるのは，①生産性の国民的相異は国民的価値と国際市場価値を異ならしめること，②労働生産性の相異は強度差として「計算される」こと，③生産性の国際比較は同一商品についてのみ語りうること，以

上の3点である。

筆者はここでマルクスが述べている点は正しいと思う。何故に正当であるか，ということは論理展開のうちに明確にされるが，以上の3点のいずれかが国際価値論において無視されてきた。無視するのであれば，それはそれでもよいのであるが，そのために生じた自己の理論的不整合性も無視するということがまかり通っているがゆえに，最初に以上の3点を確認しておくのである。以下，名和氏の見解から検討していこう。

(1)　名和氏の見解

名和氏は次の如き例解を示される。

	A（先進国）	B（後進国）
P（工業品）	1（労働日）	12（労働日）
Q（農産物）	1（労働日）	2（労働日）

氏はP商品を基軸商品として，この労働生産性の格差がそのままAB両国の国民的労働の比重を決定するものとされる（名和〔7〕244～247頁）。すなわち，PはA国の1労働日の生産物であるが，B国においては労働日の生産物であるから，これは12労働日のものとしてA国の1労働日は評価される。A国内ではPもQも同一労働日の生産物であるから，Qも12労働日として評価される。国際交換はA国のP一単位とB国のQ6単位との間で行われるとされ，A国の1労働日はB国の6倍の資格をもつものとされ，「不等労働量＝不等価交換」とされた。

氏は基軸産業の労働生産性が各国の国民的労働生産性を決定するとされるから，基軸産業に比して国際的比較生産性格差（先の例ではPが12倍，Qが2倍の生産性の開差があるということ）の小さな，相対的に遅れた諸産業の労働も，基軸産業と同一の貨幣表現を受けることになる。すなわち，基軸商品は世界中，どこにおいても同一労働日（上例では12労働日）の生産物として評価され，各国の貨幣の国民的価値は基軸産業の労働によって規定されることになる。貨幣の価値は基軸商品で表現されると，世界中で同一となり，

基軸商品を含めた商品全体で表現されると（これは貨幣の相対価値である），先進国では小，後進国では大，ということになる。

名和氏は以上の見解をリカードとシーニョアの見解から導き出されたとされる。リカードは「比較生産費」を述べた後で，先進国において貨幣の相対的価値が小さくなること（リカード〔8〕164頁）を認めているが，その説明は先進国における「その熟練と機械とに伴う優越のため，その生産物と交換に多量の貨幣が輸入せられる」（同上，165頁）からというまさしく，多量の金の流入→物価騰貴（＝貨幣の相対的価値の低下）なる貨幣数量説であった。名和氏はこのリカードの数量説を排し，シーニョアの輸出産業の労働生産性の格差に従って，各国の同一労働量が異なる貨幣表現を受けとるとする主張を比較生産費説と結合させて，上記の見解を提起したのである（名和〔8〕59～60頁）。

名和氏は各国同一の基軸産業の労働生産性が各国の国民的労働の生産性を代表すると構想される。今，強度差を考慮に入れず，綿工業を基軸産業としよう。綿糸一単位の生産に各国がそれぞれ1労働日，2労働日，3労働日……であるとすると，綿系1単位は同一の貨幣表現を受ける。この綿糸生産の労働が各国の労働の比重を決定するということは，それぞれの国民的労働が3倍，2，1倍……倍の価値を生産したとみなされるということである。かくして，綿糸を輸出し，農産物を輸入することは不等労働量交換＝不等価交換であるとされた。

不等価交換であれば，それは価値法則のモディフィケーションであるという価値法則理解は余りに短絡的であること，この点についての山本氏を始めとする諸氏の批判は妥当である。この点で名和氏の価値法則に対する理解における初歩的ミスを衝いた点では評価できるが，むしろ問題にすべき点は，氏が基軸産業によって国民的労働の比重の段階づけを行う点にある。

周知の様に，この見解の基礎にはリカードの比較生産費説がある。名和氏の説明は比較生産費説そのものであることを氏の設例から確かめよう。

PはB国で12労働日であるから，A国のPをB国に輸出すれば，B国のQ

の単位当り労働日は2労働日であるから，B国内部の交換比率に従って，Qを6単位輸入しうる。ところが，Q6単位はA国では6労働日を要するから，Aは1労働日の生産物を与えて，6労働日の生産物を入手する。1労働日＝6労働日。これをもって氏は有利な位置にある国は，より少量の労働を与えてより多量の労働を受けとるとしたのである。

この設例によれば，交換によって利益を得たのは，A国のみであり，B国では12労働日の生産物Q6単位と交換に，自国でも12労働日必要なP1単位を入手したにすぎないから，B国では貿易による利益を得たことにはならない。

ところが，B国が2労働日の生産物Q1単位をA国に輸出すれば，A国のPを1単位入手しうる。この場合，B国は2労働日の生産物を与えて，12労働日の生産物を得たことになる。B国は貿易による利益を獲得したが，A国では1労働日要するQ1単位と引換えに，自国でも1労働日要するP1単位を入手したのであるから，何らの利益は発生していない。直ちに理解できるように，B国を中心にして国際交換を見ると，明らかに不利な位置にある国が先進国であるA国を搾取している。不利な国が少量の労働を与えて，多量の労働を入手するという，名和氏にあっては考えられない事態が生じている。

名和氏はA国のみが貿易の利益を享受できる様に，「比較生産費説」を絶対化し，B国が利益を得るケースを拒否しておられる。この様なことが成り立つには，A国が貿易の主導権を持っていること，先に検討した柴田氏の見解と同様のことを暗黙に想定しなければならない。

名和氏の場合，A国のみの全世界に対する貿易の主導権を主張するということになり，他の国の一定のイニシアを全面的に否定しなければならない。この場合，貿易の利益はA国が生産性が高いがゆえに，より少量の労働を与えてより多量の労働を受けとったということからでなく，A国の貿易における特権的，強制関係に支えられて利益が生じるということを意味する。先進国と後進国の交換において先進国がより利益を引き出すのは自明であるが，これを比較生産費説に基づいて説明しようとすれば，先進国の特権的，排他

的強制関係を導入しないかぎり不可能である。これをはずせば，後進国が有利になる事態も生じてくるからである。

このことは問題が比較生産費説そのものにあるということを意味する。すなわち，比較生産費説が説明している事態は，労働生産性の国民的相異に基づいて貿易が行われるというのではなく，A国とB国においてPとQの交換比率がそれぞれ異なるということから，貿易が生じるのである。価値法則の国際的適用におけるモディフィケーションというのは，あくまでも価値規定の問題なのであるから，先進国の特権的，強制関係を持ち込むのは論外としても，貿易の利益は交換を通して発生するというのではなく，交換以前の価値規定において発生しているとしなければならない。交換はそれを実証するということに他ならない。比較生産費説の場合，交換を通して，1労働日＝6労働日が設定されたのであって，先に，1労働日＝6労働日という関係が措定され，それに基づいて交換比率が規定されたものではない。

かかる比率生産費説の展開はまぎれもなく，投下労働価値説ではなく，支配労働価値説とならざるをえない。名和氏の説明によれば，非産金国が金の一定量を獲得するには輸出によらなければならないが，それは輸出先の輸出商品の交換価値を通じて獲得される。すなわち，非産金国の金の価値は，輸出商品に含まれる労働量によって規定される。一定量の金を支配する商品に含まれる労働量が輸出先の交換価値を通じて価値が規定されることになる。この場合，産金国の産金労働と非産金国の輸出産業の労働の差異性が例えば，1労働日＝2労働日という関係がまず規定され，その上で，輸出商品の貨幣表現がなされなければならない。

以上の比較生産費説の持つ問題点は価値論そのものの修正を意味する。価値法則の国際的適用が修正されるのであって，価値規定そのものは国際間であれ，修正されてはならない。比較生産費説が支配労働価値説に帰着したのは，リカードが価値と交換価値とを混同せしめた所にある。

以上のことは名和氏の見解を取り上げる以前に問題にされるべきことであり，国際価値論はリカードの比較生産費説の否定の上に打ち立てられなけれ

ばならないことを意味する。そのことが意識すらされないで，名和氏の議論を問題にするというのが，その後の論争の経緯であったように思われる。

例えば，非産金国は輸出を通じてしか，金を獲得しえないのであるが，輸出産業は名和氏の様に，ただ一個とするわけにはいかない。複数以上の商品が輸出され，それぞれの商品は同一労働日の生産物ではあるが，比較生産費説に従えば，相異なる金量を獲得することになる。逆にいえば，輸出国は同一の金量が輸出商品の数だけ異なる価値規定を受けることになる。従って，輸出商品の平均生産性が規定されなければならないとか，国民生産力水準が規定されなければならないとか，ということになったように思われる。それを価値論的に粉飾するために，国民的労働の平均生産性の相異を価値生産量の相異として把握するというのが，以下に検討する諸氏の見解である。

(2)　木下氏の見解

労働生産性の国民的相異を同一商品について国際比較するのではなく,「国民的生産力水準」の相異として把握すべきであると早くから力説されたのが木下氏である。ただ，氏はそれがいかように導出されるかについては一切論証されず，ただかかる概念の存在を主張することによって論証に変えておられる。

「現実的にみれば，これらのような国民的生産力の水準なるものは量的に感性的に把握することが困難なのはいうまでもない。……だが五感を通じて感覚的に確定するのが困難だからといって，つまり算術的な比率として捉ええないからといって，その存在を否定するのは馬鹿げたことであろう」(木下〔9〕135頁)。

氏は国民的生産力水準なるものの感覚的把握の困難性，算術的比率として把握することの困難性を述べられる。社会科学における法則，概念は感覚的に把握できないことは当然である。ましてや（国際）価値の実体はいくら商品を分析しても感覚的に把握しうるものでない。したがって抽象力による他はないが，理論的に把握されれば，その理論のさし示す通りに数学的に表示

することは可能である。氏の様に何ら論証されないで，存在するのだとか，それを認めないのは「馬鹿げたことだ」といわれてもいかんともしがたい。氏は国民的生産力が存在することの理由として次のように述べられる。

「国民的生産力水準なるものは本来的に存在するのであって，決して貿易を通じて形成されるといった内容のものではない。それが存在しないとすれば，本来国際経済において，先進国，後進国の議論すること自体ナンセンスになるはずである」（木下〔9〕135～6頁）

氏は国民生産力水準は「本来的に存在するのであって，貿易を通じて形成されるといった内容のものではない」ということによって，貿易商品についてのみ生産力水準を考えないで，一国の全産業の平均生産性を考える理由を述べておられる様であるし，また，国民的生産力水準の相異は価値生産量の相異であるから，それは価値実体に属する問題であり，価値規定は交換以前に措定されなければならないことを述べている様でもある。いずれにしても，本来的に存在するということの根拠というのが，先進国と後進国の区別があるからだということである。これは論証という性格のものではない。先進国と後進国の区別の基底に国民的生産力水準があると主張されても，国際価値の実体は一向に明確にならない。

かかる雲をつかむような話でもって論証にかえられる氏の主張は，自らの責任において論証しうるものについてのみその存在を語るという科学的方法態度に反しよう。先進国と後進国の区別の底に「国民的生産力水準」があるというのであれば，戦後の日本は生産性が工業に比して相対的に遅れる農業を徹底的に破壊し，工業の生産力を高めてきたのであるから，日本は先進国になったということが可能であろう。かかる主張をつとに我々は財界から聞かされてきたことであり，日本において，個々の工業部門は急速に生産性を上昇させ，その輸出競争力は世界に冠たるものであるが，それは農業の荒廃を基礎にして始めて可能であった。先進国，後進国という問題は「国民的生産力水準」によっては測りえない問題があるのではないだろうか。

さて，氏は「労働の国民的生産力水準とは，個々の部門の生産力水準の平

均であると同時に総合として存在する」（同上，136頁）と主張されるのであるが，かかる主張にいたっては生産力概念の混乱以外の何物でもない。

個々の部門の生産力水準ということは考えられるが，これが「平均」されるとはどういうことか。生産力，生産性は使用価値に関わる概念であって，相異なる使用価値量の生産性の平均なるものについては語りようがない。語りようのないものを語ろうとすれば，科学的精神とは無縁のことしかいえなくなる。

氏は以上のことを「量的に感性的に把握することは困難」であるとか，「算術的比率」として把握することが困難であると主張されたのであるが，これは困難なことではなく，不可能なことである。

以上の木下氏の主張にあっては「国民的生産力水準」とか国民的労働の平均生産性とかは何事も示されることはなかった。

(3)　山本氏の見解

山本氏の見解は第1に，労働生産性の国民的相異は現実に生産される価値量の相異を持たらすこと，ここに価値法則のモデイフィケーションを語られた。名和氏は先の設例において，「Bの12労働日がAの1労働日に相当する」ことは，「価値法則の改変ではない」と断定されたが，山本氏は「異った国民的労働ではその間の労働生産性の差異により，Aの1労働日がBの12労働日と同じ大いさの価値をつくり出す，――これが価値法則のモデイフィケーションなのである」（山本〔8〕60頁）と主張された。

生産性が異なるだけであれば，それは使用価値生産量の相異であって，価値生産量としては，同一労働日であれば，等しいのであるが，名和氏の如く，Aの1労働日＝Bの12労働日が価値法則の修正でないと主張されるのは極めておかしい主張だということになる。この点を批判したのが山本氏の見解である。

名和氏の問題点を批判すること自体それは正当であるが，名和氏と逆の主張をすることによって，その見解が正当であるといいうるであろうか。

山本氏は，労働生産性のより大きな国民的労働は「強度のより大きな国民的労働」として計算され，より多くの価値を生産するとされた。より多くの価値を生産するということは，現実により多くの価値を生産することであって，それはより多くの価値を生産するものとみなされる，評価される，といったものでなく，現実に生産している，ということであるとされる。(山本〔8〕45頁)

氏は価値法則の「モデイフィケーション」を以上の様に解されるのであるが，これは価値法則の国際的適用における修正ではなく，価値法則そのものの否定であろう。氏自身，国民的生産性の大きな労働がより強度の大きい労働として計算されるということを確認しておられるが（山本〔8〕40頁)，価値の実体としての労働がそのように計算されるということなのであるから，この場合には，より多くの価値を現実に生産したのではなく，生産したものとして計算される，評価される，としなければならない。

名和氏は不等価交換ならば価値法則の修正であり，等価交換ならば価値法則の貫徹であるとされたが，交換における諸形態は価値法則の貫徹する形態であるから，以上の如く価値法則を理解することは法則に対する均衡論的見地と批判されて仕方のないことであった。この点を衝いた山本氏の見解は，当時の論争が不等価交換を中心に行われていた点を転換せしめるのに，一定の意義があるものであった。

だが，山本氏の名和氏への批判には明らかに行きすぎがある。生産性の国民的相異は，実際には強度差がないにもかかわらず，強度差として計算されるのであるから，ここに国際的不平等があることは明日である。これを不等価交換として規定した名和氏の意図それ自体は決して非難さるべきことではない。

ところで，山本氏は国民的生産性の相異を国民的平均労働の生産性の相異として把握され，かかる国民的平均労働の生産性の相異が価値生産量を異ならしめるとされた。山本氏は名和氏の設例を用いて次のように例解される。

ＡＢ両国の生産性の開差は，Ｐ商品についてはＡはＢの12倍，Ｑ商品については，２倍である。氏はこれを平均して，国民的平均労働の生産性開差を

7：1とされた。これは，12+2/2：1+1/2＝7：1なる計算からしか算出しえない。すなわち，個々の生産部門についてそれぞれ生産性の開差を出し，その和を部門数でもって平均するという手法である。（山本〔8〕64頁）

この手法は，ABの2国，生産される商品は両国でP，Qの二種類のみ，ということであれば，計算そのものは可能である。今，これをヨーロッパとアジアのある国を比較してみよう。工業生産物として，綿糸，農産物として小麦と米とがそれぞれ生産されていたとすると，小麦と米の生産性開差はどう計算されるのか。又，アメリカとイギリスの比較において，アメリカの棉花にはイギリスの何を対置するのか。

具体的な世界市場を表象に浮かべて，山本氏の議論を点検するならば，そこには明白な無理がある。氏は「国民的労働の平均生産性」が導出できるような設例を設けて，その概念を主張するという結論先取の議論を行っている。

木下氏の見解はこの山本氏の示された手法と同一であるのかどうかは明確ではないが，算術比率として把握することが困難であるという主張からすれば，同じものではないと思われる。国民的労働の平均生産性なるものは，木下氏も自覚されているように明確に規定しうるものでない。だからといって，木下氏の様にどこに決定されるのか明確にされず，とにかくあるのだ，ということでは，一つの国際市場価格で取引される商品の実体を規定したことにはならない。1つの実体には1つの形態が対応する。その実体が明確にならないかぎり形態も不明確としかいいようがない。

更に，重要なことは平均を語るには語りうるだけの事情があるということである。農業の生産性が工業の生産性に接近してくるとか，このようないい方が妥当でないとすれば，生産性の変化率が同一化するという傾向でもあれば，以上のことは語りえよう。だが，実はそのような事情がないからこそ，資本は対外関係を志向するのである。資本が農業を破壊し，工業に資本と労働を集中せしめるのは国内において生産性の変化率の平均化運動がないからであり，生産性の平均を語る事情がないからである。これこそが資本の運動が創出する必然的事態である。木下氏や山本氏が想定されることとは逆であ

る。

平均なるものは経済学者の頭脳の中で観念的に行われるのではない。平均を語りうるだけの事情がなければならないが，山本氏も木下氏もその事情を一切説明されていない。今のところ，その理由を述べておられるのは村岡俊三氏のみであり，以下それを検討してみよう。

(4)　村岡氏の見解

氏は労働の国民的強度差が止揚されたとしても，国際的に労働は同等化されないとされ，両国の労働を同等化する手続きを求められる（村岡〔9〕65～66頁)。氏は労働の国民的強度差が止揚されても，なお労働が同等化されない事情を労働力商品の非可動性に求められる。労働力商品の移動によって，「ある国民的労働が他の国民的労働に対して平均して一定の高さの例外的生産力をもつ強められた労働としてあらわれ，例えば3倍の価値量を生産しうるということである」（村岡〔9〕66頁）とされる。

「労働力移動制限下では，一国の労働はその量的比例においてのみ，他国の労働と同等とみなされること，換言すれば，一国の労働は平均的な生産力水準の高さに応じた，例えば3倍の価値量を生産するものとして他国の労働と区別されえないものとなり，……労働力移動の制限は，事実上，止揚されることになる」（村岡〔9〕66頁）と。

この引用文は労働の国民的強度差を論じた後で，労働生産性の国民的相異を国際価値論においていかに処理するのかが問題となっているところでの村岡氏の主張である。労働強度差が問題になっているのではなかろうかと，読み返したのであるが，やはり「労働力移動制限」が原因となって国民的生産力水準の相異となると主張されている。

労働力商品の国際的移動が国内の場合と全く同じように自由であれば，労働の国民的強度差はなくなる。ところで，生産性の相異は何によって生じたのか。労働力商品の移動制限ではなく，生産諸条件の国民的相異から生じた

のであって，生産技術上の変革を通じてこの生産性の相異は解消される。労働力商品の移動の制限を自由にしたところで，生産性の国民的相異がなくなるわけでない。にもかかわらず氏は労働力移動制限によって，生産性の相異が価値生産量の相異であると述べられる。

ところで氏は市場価値論の国際的適用の前提である市場価値論を次の様に理解されておられる。

「いうまでもなく市場価値の問題は，社会的平均的な性格をもった労働が，特定部門内部の生産力差の存在，つまり例外的な生産力を発揮する生産条件の排他的充用関係の存在，によって生産する価値量に大小を来すという問題である。」（村岡〔9〕64～65頁）

氏は以上の如き市場価値論が自明であるといわれているのであるが，我々には決して自明ではない。生産性の相異が生産される価値量に大小を来すということは決して「いうまでもない」ことでない。社会的平均的な労働であれば，それは同一価値量を生産する。それは部門の内外を問うところではない。当該部門において充用された労働は全体として一定の価値量を生産する。個々の労働は同一の資格においてそれに参加するが，生産力差の存在はその使用価値量の差を持たらし，単位当り商品の個別的価値を異ならしめる。この相異が一物一価として同等化せしめられるということは生産された価値量の部門内部での生産者間の配分問題である。これが自明のことであって，氏のいわれることは自明のことでは決してない。氏は部門内では労働が同質でも生産される価値量に相異が生じるということが許されるのであるが，部門間では次の様に述べられる。「労働が個別的労働として社会的労働に相対するのは，当該部門の内部的関係としてであり，一旦その外に出れば，労働は互いに無差別な平均的労働として相対するのみだ」（村岡〔9〕65頁）といわれる。以上のことは個々の労働は部門内では例外的生産力を持ったものは，相異なる価値量を生産するものとして社会的労働に相対するが，部門間では同質で，無差別で，等量の価値を生産するということにならざるをえないのであるが，かかる主張は理解に苦しむ。

かかる国内でも適用しえない市場価値論をもってきて世界市場に適用すれば，国際市場価値は一層大きなバイアスを受けざるをない。

「世界市場では，労働力移動制限によって，特定部門の生産力性が与えられただけでは，右に述べた市場価値論適用の前提が満たされたことにならない。その理由は，ここでは，かの移動制限により，例外的な生産力を発揮する生産条件の排他的充用関係は一特定部門に局限されたものではなく，その部門を含めた国民的労働全般にわたって存在し，その結果，国民的労働相互間に一定の量的差異が生じているからである。」(村岡〔9〕65頁)。

村岡氏の述べる市場価値論そのものに問題を感じるのであるが，それをさておいても，市場価値論の国際的適用の前提が労働力移動制限によって満たされていないという指摘も理解しがたい。氏は生産条件の相異が特殊的生産諸部門のどれをとってもその内部に認められるというのであるが，これは当然のこととして，そこに国際的な労働力移動制限を持ってくると，国民的労働相互間に価値生産量が異なるということがどうして生じるのか。

氏はこのことを次の様に述べられる。

「このことは，ある国の特定部門に充用されている労働と差し当り同等な労働は，それが属する国の国民的労働であるわけであるが，その国民的労働は，労働力移動の制限によって，遂に他国の生産条件に結びつけられることなく，それゆえに両国の労働の間には，平均して一定の例外的生産力をもつ労働とそうでない労働という関係が現われてくる。ということを考えればよい」(村岡〔9〕65頁)。

以上のことを「考えれば良い」といわれるのであるが，何をどう考えれば良いのか見当もつかない。

氏はこの引用の前半で，ある国の特定部門にも充用されている労働はその国の国民的労働であるということをのべ，後半では，その国民的労働は労働力移動制限によって他国の生産条件に結びつけられないという当り前のことを述べておられるにすぎない。氏はこれでもって国民的労働の全体について「平均して一定の高さの例外的生産力をもつ労働とそうでない労働」との区

別の理由にされる。同一部門についての生産性の国際比較ならば理解しうるが，どうして全部門についてそのようなことが可能なのかが，論証されているとはいいがたい。以上が村岡氏の平均を語る事情なのであるが，この点を抜きにしても，何をどのように平均されるかを見てみよう。

「これは厳密にいえば，外国の産業全体の平均ではなく，貿易の対象となる商品についての平均であるべきであり，更にその数量を加味した加重平均であるべきである」（村岡〔9〕66頁）。

氏は山本氏の様に，個々の商品についてそれぞれ生産性開差を出し，それを生産部門数で平均するということを述べてはおられない。もし，これが山本氏と同じような加重平均であるならば，山本氏と同じ批判が向けられるが，氏は貿易の対象となる商品についての加重平均だ，数量を加味した加重平均だ，と述べられるだけである。氏はこれが「厳密」のようであるが，この加重平均とは何か，分母は何であり，分子は何か，全くあいまいである。氏は後に，貿易商品についての加重平均を全産業についての平均に拡張されているが，この場合は，問題の解決のあいまいさを貿易商品の範囲から，一国の全産業にまで拡大されているにすぎない。経済学における数学利用はもっと「厳密」であってしかるべきであろう。勿論，数学利用は論理さえ明解であればよいのであって，数学ができなくとも「加重平均」しうる数学者に後はまかせればよい。

以上において明確になったように，国民的平均生産性を語るということは，そもそも不可能なこと，してはならないことのように思われる。山本氏は何故に平均しなければならないのか，その理由を述べられず，ただ主張することによって論証に変えておられる。木下氏の場合，平均は「本来的に存在する」ことを認めないと先進国と後進国の区別ができないではないか，ということを理由にされ，どこに決まるのかということは不問にされる。これがどこかに決定されるというのでは，国際価値はどこかにきまるということしかいえないことになり，不可知論的な誤りにならざるをえない。村岡氏は平均を語らねばならない理由を「労働力移動制限」という的はずれなことをもっ

てこられた。不可能なことを可能にしようとすれば，その帰結は明日である。

〔四〕

国民的労働の平均生産性なるものは，本来的に成立しようがないのであるが，それがあたかも国民的労働の平均強度の諸階梯が形成されている場合と同様に，例えば１：２：３の関係の如く相異なる価値を生産するものとして主張されてきた。どうしてその様なことが考えられたのか。そこでもしかしたら,「世界市場ではより世産的な国民的労働も，……強度のより大きい国民的労働として計算される」（マルクス〔６〕885頁）という指摘を考慮して，世界市場では国民労働の平均強度が諸階梯をなしているのであるが，生産性の相異も強度差として「擬制される」のであるから，生産性についても国民的平均があるのだ，ということであろうか。

しかし，ここでのマルクスの指摘している同一のパラグラフの中で，わざわざ同類商品についての生産性の相異が語られているのであるから，マルクスの述べていることをもってきて正当化できない。このように考えたのは単なる筆者の憶測であるから，平均を語る諸氏の責任ではない。また，そのように考えたことをどこにおいても主張されているわけでない。

国民的平均生産力水準の相異が価値生産量の相異をもたらすことを明確に主張されたのは山本二三丸氏であった。氏はかかる主張によって名和氏を批判し，価値法則のモディフィケーションとして展開したが，氏の批判のポイントは不等労働量が，世界市場では価値生産量において等しいこと，従って等価交換であること，そしてこれこそが価値法則のモディフィケーションであるということの主張にあった。この場合，氏は労働生産性の国民的相異は国内であれば，等労働量は同一価値を生産するのであるが，世界市場では不等な価値量を生産すること，これは不等なものとみなされるとか，評価されるとか，……というのでなく，現実に生産するのであると，主張された。ところで，労働生産性の国民的相異が価値生産量の相異をもたらすとしたならば，次の様な問題が生じる。例えば，山本氏の利用された設例では，A，B

両国において，P，Qの生産性の相異は，それぞれ，12：1，2：1であった。今，B国の労働を基準にして，A国の価値を測定すると，B国の1労働日に対して，A国ではPについては12倍，Qについては2倍の価値を現実に生産している。ところが，A国の1労働日はA国内では同一価値量を生産し，等しいはずであるが，以上の如く，P，Qについてそれぞれ相異することになる。この理論的矛盾を解決するために，山本氏はAB両国における商品の生産性格差を個別に求めて，加重平均するということになった。だが，以上の見解はかかる平均生産性とか，国民的生産力水準を措定する論者には，共通のようであるが，如何なる帰結になるかは見てきた通りである。

以上の問題点の原因は，国民的平均生産性なる概念の大前提であるところの≪労働生産性の国民的相異は現実に生産される価値量の相異をもたらす≫ということにあった。マルクス自身は生産性の相異は強度差として「計算される」とのべているのであるから，当然，相異なる価値量を生産したものと「計算される」，「みなされる」，……としたはずである。価値の実体としての労働がそういうものとして「計算される」のであるから，形態についても同じことがいえる。名和氏の不当労働量交換＝不等価交換に対して，不当労働量＝等価値生産量＝等価交換を持ってきたのでは批判の行きすぎである。生産性の相異を生産される価値量の相異としたのでは価値法則の修正を乗り越えて，否定になる。

この氏の生産性の処理が国際価値論争における「コペルニクス的転換」をもたらしたものとして評価され，それが通説にまで置かれたところに不幸があった。

村岡氏は，部門内での生産性の相異が価値の生産量の相異となることが「自明」であるとする市場価値論を説かれるが，これが自明ならば，国内で許されることは当然世界市場でも許されるということになり，それはそれで一貫する。この場合，出発点そのものが問題となることも自明である。

以上検討したように，平均生産性なる発想とその基礎にある労働生産性の相異は生産される価値量の相異になるという発想は一切放棄されなければな

らない。

さて，生産性の相異は同種商品についてしか語りえないものであるということは，国内であれ，国際間であれ，変るところがない，とされるのが川尻氏である。又，氏は強度が同一であれば，生産性が異なっても，同一労働量は，同一価値量を生産すること，他方で，単位当り商品の価値がそれぞれ国民的労働日において異なることを主張された。

川尻氏は生産性の国民的相異について次の様に述べられる。

「……労働の生産性については，個々の商品種類ごとに世界市場での競争を通じて規定される単位当りの商品の世界的規模における必要労働時間による価値規定が，それぞれの国での国民的価値間の競争を通じて形成されるのであるが，それは他面からみればより進んだ国の商品はその国民的価値以上に世界市場で実現される可能性の存在を意味するのであろう」（川尻〔10〕82頁）。

以上の如く「国際的価値間の競争（？？筆者）」を通じて，世界市場における一物一価を説かれるのである。「国際的価値間の競争」という奇妙な言い方を別としても，そこでの氏が規定される内容は次の通りである。ある商品について，A，B両国がそれぞれに 1c+IV+Im＝3 労働日（強度同一）であり，今，A国で生産力が倍加して，2c+IV+Im＝4 労働日で同一商業2単位を生産しうるようになったとしよう。A，B両国では同一労働日は同一の価値を生産するのであるが，労働生産性が異なるため，単位当り商品の価値に異が生じる。この相異を加重平均されたものを国際価値，従って，国際市場価値として規定される。氏によれば，生産性のより進んだ国は国際的価値以上の水準での国際価値を生産するものとしてみなされ，その労働日より強度の大きい労働としてみなされるということになる。（川尻〔10〕80頁）。

この見解は先に検討した国際的労働の平均生産性を語る論者の見解に対して，一物一価を導出する際の理論的前提に関する限りより明確である。いわゆる市場価値論における加重平均原理を世界市場に直接適用する見解の典型的なものである。

だが，国際的平均生産性を語る立場からは，世界市場という場面が考慮さ

れておらないではないか，単一市場内部と同じ処理の仕方ではないか，市場価値論は何らのモディフィケーションを受けない，直接的適用ではないか（村岡〔9〕64頁），とする当然の批判が提起されよう。

労働生産性の国際的相異がある場合，「価値法則は，それが国際的に適用される場合に合，更に次の様なことによっても修正される（傍点筆者）」という場合，川尻氏のような加重平均原理では，更に修正されたことにはならない。ここで，国際的平均生産性を語る論者は市場価値論（加重平均原理のそれ）を世界市場では強度差が止揚されただけでは語りえないとして，国際的平均生産性を導き，ついで両国間の同一商品についての「国際的個別価値」の加重平均を示される主張が現れる。（村岡〔9〕67頁）。

川尻氏の場合は世界市場の特殊性を全く無視されているのであって，この点に関する限り，その批判は正当であるが，だからといって，生産性の平均を語ってよいということにならないことも先に検討した通りである。批判者の側においては，一定の手続き（国民的平均生産性の導出）を踏めば，平均原理を適用してよいのだとするのであるから，批判される側もする側も市場価値といえば加重平均を想定する点では共通している。異なる点は直接的か，又は加重平均の前に何らかの操作を施すか，にあるのであって，一物一価を論じる段においては大同小異である。

市場価値論といえば，すぐ加重平均を持ってくる素朴な市場価値論が以上の問題の根源をなす。問題の焦点は，労働の国民的強度差が止揚され，生産の主体的条件が同等化されたならば，残る問題は生産の客体的諸条件からする生産性の相異であるが，この問題を国内における場合と同様に処理しうるかどうかということは，国内において一物一価を成立せしめるメカニズムと同一のそれが世界市場の一物一価においても存在しているのかどうかということに帰着する。すなわち，国内において平均を語りえた事情が，同じように世界市場でも語りうるのか，ということがそれである。

国内での単一市場の場合には加重平均原理で説かれる水準において市場価値の水準が規定される。同一部門においても個別的生産者の労働は同質であ

れば，同一労働時間に同一価値量を生産するが，生産条件の相異によって商品一単位当りの価値量が異なる。これが生産者間の競争を通じて，平均化され，商品一単位当りの価値が等しくなり，すべての商品は同一の価値を持つものとして，従って一物一価として規定される。その結果，同一労働が支出されたにもかかわらず，利潤率格差が部門内で発生する。労働は簡単な平均労働として同一の社会的価値しか生産しえない。当該部門に投入された労働は全体として，すなわち，当該部門の総労働が一定量の社会的価値を生産するのであるが，個々の労働者はそれに同一の資格で参加する。加重平均というのはかくして生産された価値量の部門内部での生産者間の配分問題である。この配分，従って，平均はいかにして実現されるか。この平均は経済学者の頭脳での計算ではなく，平均を語りうる事情が存在しており，それの概念的把握が平均なのである。

商品の相異なる個別価値が競争を通じて平均されるとは，個別的生産者が対立しあい，自己の個別的価値に市場価値をひきつけようとするそれらの圧迫しあう合成結果として，市場価値を形成することを意味する。

他方では，以上の一つの商品に同一の市場価値がつけられることによって発生する超過利潤の獲得を目指して，より有利な技術が導入され，生産者間の競争が展開される。かかる部門内での競争を通じて市場価値が低下するが，超過利潤の獲得をめざした絶えざる競争の過程が平均を成立せしめる基盤である。そこにあるのは，対等な関係であり，超過利潤を獲得する可能性が誰にも与えられている。無数の生産者の競争過程では，生産者はある時には有利な位置に，ある時には不利な位置に立つという意味において平等である。いつまでも有利な位置を維持しうるという独占段階とは異なり，生産者の位置の交替は絶えず進行し，ここに平均を語る事情，加重平均を語りうる事情がある。

問題はかかる事情を世界市場において想定しうるかどうかということである。

ある商品についてA，B，C国……で生産されることを想定する。A国内

部では生産者は a_1，a_2，……a_n，B国では b_1，b_2，……b_mの生産者を，C国でも同様に想定できる。A国では a_1，a_2，……a_n の生産者間の競争を通じて一つの市場価値を成立せしめ，B国でも同様に成立する。a_1，a_2……a_n の生産者の上位，中位，下位という位置は絶えず技術導入を通じて変動する。あるいは，当該部門から排除されたり，新規参入者と競争したりしなければならない。A国の市場価値が低下するというのは，a_1，a_2，……a_n の競争，その位置の入れ替り，当該部門からの劣等な生産者の排除を通じてである。今，A国がB国を追い抜いて有利な位置に立つとすれば，それは a_1，a_2，……a_n の競争が b_1，b_2……b_m の競争よりも早く進行すること，それだけ激烈でなければならない。

国際的な不均等発展の存在は，世界市場における位置交代を可能ならしめる。だが，この不均等発展ということと，a_1，a_2，……a_n 間の競争とを同一視することはできない。

a_1，a_2……，a_nの 競争が成立せしめる市場価値が低下するには，彼等の利用する生産条件の全体が変革されること，さらにまた当該部門に諸技術を提供する生産諸部門の技術革新をも前提としなければならない。ここには，a_1，a_2，……a_n の生産者の競争，生産者の有為転変とA国，B国，C国，……の位置が変化するということとは極めて大きな差がある。単純に平均を語る事情は存在しない。直ちに，A国，B国，……等の国が絶えず変化し，位置交代が行われているのではなく，単純には変らない。その変らない時点での国際市場価値の規定がここで問題になっているのであるから，加重平均原理はいかなる意味においても適用できない。

ところで，世界市場の原基形態を2国間において考える木下氏は次の如き事情を指摘している。今，A国がB国より不利な場合，A国はB国に圧倒され，A国の劣等生産者は生産から排除され，有良企業のみが残る。他方，B国では輸出増分は需要増分であるから，劣等な企業は温存され，両者の市場価値は接近してくるというのがそれである（木下〔3〕174頁）。そこには加重平均を許す事情があるではないか，ということになる。有利なA国では市

場価値が上昇するといわれるが，すでに廃棄された技術が再度利用されるという，re-switchingでも生じるのであれば，そのようなことも語りうるが，この場合，新たな供給増大は現在普及しつつある最近の技術でもって担われると考えるのが通常である。その方が利潤率が上昇するのである。勿論，農産物については事情が異なるが，それでもリカードの述べるような下向序列のみを一般化しえないことも事実である。

また，当該商品についてA，B両国の生産力水準が平準化されるというのが基本的傾向ならば，最初から加重平均などは存在する余地はない。国内においても，a_1，a_2，……a_n の生産条件が均等になる傾向でもあれば，あるいはすべて同一の生産条件ならば，そもそも平均などを語る必要がない。市場価値の水準が加重平均によって与えられるということは，a_1，a_2，……a_n の生産条件が均等化されるという傾向があったからではなく，逆に絶えず他よりもより優秀な技術を採用しょうとして，絶えず異ならしめようとする傾向があったからである。諸資本の部門内競争は超過利潤を獲得すること，絶えず利潤率を異ならしめようとする点にその特質がある。部門内競争は利潤率の均等化ではなく，不均等化にその特質があり，部門間競争とは異なる。

単にA，B両国の生産性の水準が接近するからといって加算平均を語ってよいということにならない。それを語るならば，木下氏自ら主張してやまない先進国と後進国の区別は一体どうなるのか。

村岡氏も国民的強度差を止揚し，ついで国民的労働の平均生産性を導出し（実は導出しておらないが），各国の平均生産性の段階づけを行った上で，個々の商品についての残余の生産力差に基づく加重平均を行われる。村岡氏も，加重平均を持ってこられるのであるが，氏の場合，国民的労働の平均生産性を介して平均を語るのであるが，これを介しようがしまいが，国際間にあって平均を許す事情は一体何か。氏は何も説かれない。

市場価値といえば平均を振り回されたのでは，国内ではさほど問題は生じないが，国際場面ではその限界が現れる。

それでは，国際交換を規制する国際市場価値は成立するのか。あるいはそ

れを価値範疇として把握しうるのか。

木下氏は2国間の市場価値を平均され，世界市場価格＝調整的市場価格を提起された（木下〔3〕174頁）。

氏は世界市場価格の日々の変動を規制する調整価格を価値タームとしてではなく，価格タームとしてとらえられている。氏は世界市場における一物一価の提唱者であるが，これを規制する価値を認められようとはしない。木下氏は，世界市場は「個々の国を構成部分とする複合市場」であるから市場価値の適用は不可能だとされた。これに対して,「複合市場」であるとはいえ，市場価値論の適用の前提がそのままでは与えられないというだけで，そのことさえ与えられれば，一定の手続きを経て市場価値論を展開しうるのではないか，としたのが村岡氏（〔9〕67頁）である。

村岡氏のいう「一定の手続き」とは国民的平均生産性の導出のことであるから，これは論外としても，一定の手続きが踏まえられるならば，国際市場価格の日々の変動を規制する調整価格を価値範疇として把握することに依存はない。

価値のない価格ということは労働生産物でもない身分や名誉に価格がつくということであるが，ここで問題となるのは労働生産物である。ここで価値を否定するということは，いわゆる無差別曲線によって成立する均衡価格という価格範疇によって日常的市場価格が規制されるということに等しいことであって，マルクス価値論の妥当性そのものが問われることになる。かって木下氏はミルの相互需要説が，国際場面における労働価値論を放棄していることに対して,「ミルが国際価値論の分野で生産原理を放棄して需給法則にもとづく均衡論を打ち立てた，……」（木下〔3〕113頁）と批判したことは，そのまま木下氏自身に返されるものである。

それではいかにして，国際価値，従って，その具体化としての市場価値論は展開されるか。生産の主体的条件が同一ならば，それは同一の価値を生産したことになるということは，国内であれ，世界市場であれ，変るところはない。ここに国民的平均生産性を持ち込み，国民的労働の価値生産量の相異

を語る議論は否定された。また，生産価値量は同一であるが，単位当りの価値量の相異を加重平均するという見解も否定された。我々は今や当面する問題に解答を与える基礎を完全に獲得した。

≪結　び≫

問題の解決はいかなる意味においても加重平均を許すような事情がないということ，従って，平均を語りえないという点にその解決の鍵がある。平均が存在しない以上，国民的価値がそのまま国際市場価値の形成に参加するということ，これである。今，A国，B国がある商品Xについての世界市場価値を形成するとしよう。両商品をそれぞれ，X_A，X_Bとし，A国がB国に比して2倍の労働生産性であるとする。A，B両国が世界市場に供給する商品総量に対する需要がそれを充分吸収しえるということ，それだけの商品量を各国が必要とするならば，この市場価値は限界供給国としてのB国の国民的価値によって規制される。B国は限界供給国として，Price regulatorとなる。他方，A国の商品X_Aは世界市場においては，自らの国民的価値以上の世界市場価値を受けとるがゆえに，超過利潤を獲得しえる。この場合，両国の労働強度差はないものとしているのであるが，労働生産性の格差は，労働強度差として「計算される」こと，従って，世界市場においてはより大きな価値（当該ケースにおいては2倍）を生産したものと「計算される」。

現実に労働強度差がある場合には，先に検討した如く，現実に生産される価値量の相異として措定され，それは「計算される」とか，みなされるとか，というものではなかった。この意味で，強度差の場合と生産性の相異がある場合とは内容において決定的に異なる。

しかしながら，形態的には全く同じであり，生産性の相異が世界市場価値形成において果たす役割は同じである。すなわち，労働強度差の場合，ある国が2倍の強度であれば，当該国の1労働日は他国の2労働日と同等であり，同じ価値量を生産する。労働強度が同じで，生産性が2倍であれば，当面のケースでいえば，A国の1労働日はB国の2労働日に等しいものとして計算

され，その資格において世界市場価値形成に参加する。かかる強度差のある場合と同じような参加の仕方をするがゆえに,「世界市場ではより生産的な国民的労働も……強度のより大きい国民的労働として計算される」のである。それは世界市場価値を形成するその仕方様式にあることは今まで見てきた通りである。

さて，労働の生産性の国民的相異がある場合の世界市場価値は生産性の最も低い限界供給国によって規定されるという場合，この限界供給国とは次のことを意味する。今，当面のケースでは，A，Bの2国が世界市場における供給者として存在した。勿論，A，B両国以外に商品Xを生産している国民経済を想定することは可能である。だが，X_Bによって規制されている国際市場価値の水準に対して，ある国Cが参入可能であるとすれば，それは国際的な規模での商品Xに対する需要が増大し，世界市場価格が騰貴することによって始めて可能となる。その場合にはC国が限界供給者となり，C国の国民的価値が世界市場価値を規制する。この場合，A国，B国が世界市場において超過利潤を獲得する。他方，需要が収縮した場合，C国は限界供給国として，世界市場から脱落し，B国の国民的価値がまた世界市場価値を規制する。更に，需要が収縮すれば，B国が脱落するということになる。以上の如く，限界供給国における国民的価値が世界市場価値の規制者としての役割を果たす。

さて，以上において，我々は労働生産性に国民的相異のある場合に世界市場において一物一価がいかに形成されるかを説いた。以上の展開は先に確認した生産性が異なる場合におけるマルクスの3点にわたる主張をすべて満足している。すなわち，より生産性の高い国民的労働はより強度の大きい労働として計算され，従って，国民的価値以上において世界市場で商品を実現しうること，このことは同種商品についてのみ語りうること，が確認された。先の諸見解は以上の3点のいずれかと矛盾していたことは明白である。川尻氏は以上の3点を満足させてはいたが，そこにあったのは加重平均原理の直接的な適用ということで問題があった。

今まで展開してきた国際価値，及びその展開形態としての世界市場価値は世界貨幣金にも直ちに適用しうる。世界貨幣金の価値規定においては以上の展開は純粋に貫徹する。

世界貨幣としての金は二重の運動をする。一般的運動と特殊的運動がそれである。一般的運動とは産金国から非産金国へ移動する運動であり，特殊的運動とは非産金国相互間を移動する運動である（マルクス〔11〕149頁)。産金国から非産金国への世界貨幣の移動を一般的運動として規定する理由を筆者は次の様に考える。かかる金は流通手段，あるいは兌換準備，等々の各種の貨幣機能を営むものとして各国に引き込まれて行くが，国際場面においてまず要求されるのは，統一的価値尺度としての世界貨幣の役割である。すなわち，産金諸国中の限界金供給国の国民的価値が世界貨幣の世界市場価値の規制者となる。これによって金の価値が規定されるのであるが，これを前提として始めて，各国の国民的価値体系が国民的価格体系に転化しうる。非産金国相互を移動する特殊的運動は国際収支差額の決済の為に出動する金の流出入を基本的に意味するが，かかる特殊的運動は一般的運動を前提すること，すなわち，国際交換の前提として各国で国民的価格体系が成立していることを前提とし，これなくしては国民経済相互の接触は不可能である。ここに産金国から非産金国への金の移動を世界貨幣の一般的運動として措定することの意義がある。金の市場価値は世界の供給と需要が集中する市場と規定される。この金市場において各国の国民的価格標準が比較され，各国の物価体系が比較される。

ところで，以上の統一的価値尺度としての世界貨幣の価値は限界産金国の産金労働が規定するのであるが，この内在的価値尺度としての産金労働と各国の国民的労働との対応関係が国民的価格体系の基礎にあることは当然でり，具体的には輸出産業の労働との関係を意味する。いま，労働強度差が止揚されたものとし，限界産金国の産金1労働日が1gの金を生産するものとしよう。この時輸出産業の労働は世界市場でその生産性の相異は先の例でいえば，A国は世界市場では2倍の強度として計算される。国内ではその2分の1の

国民的価値を生産した労働であるから，世界市場では２gという貨幣表現を受けとれば，国内では１gとして規定される。１労働日が１gとして規定されるなら，この輸出産業の労働は国内の総労働の一分岐として同質であるから，全体としても１労働日は１gとして規定される。他方，B国の１労働日は１gとして評価されることも当然である。

勿論，近代工業が確立された近代国民経済の価格体系は生産価格体系であるから，その相対価格体系は一定の修正を受ける。

A国では，輸出によって，輸出産業は超過利潤を獲得しており，この超過利潤を目指して，国内の停滞的産業，及び農業部門から資本と労働が移動する。その結果，かかる部面での相対価値が上昇し，この超過利潤の再配分が行われる。この過程を利潤率の低落傾向に対する阻止の第１要因であるとすれば，輸出の見返りとしての消費財，農産物の輸入は消費財の労働生産性が上昇したのと同じ効果を持ち，それは相対的剰余価値率の増進として現象し，利潤率の低下を一時的に阻止する。これが，その第２の要因である。

後者の過程は国内の相対価値の変動を調整する要因としては一時的である。すなわち，輸出産業は当該国における生産性が最も上昇しうる産業に集中するがゆえに，生産性上昇率の格差は拡大し，以上の相対価格の変動を絶えず維持する。これは輸出の見返りとしての農産物，及び原料等の輸入よっては調整しえない生産性上昇率の格差であり，また，相対価格の変動でもある。

ところでマルクスは先進国と後進国との間での物価水準の相異を次の様に規定する。

「……だから貨幣の相対価値は，資本制的生産様式がより発達している国民のもとではそれはあまり発達していない国民のもとでよりも小さいであろう。したがって，名目労賃，つまり貨幣で表現された労働力の等価も第１の国民のもとでは第２の国民のもとでよりも高いであろうということになる……」（マルクス〔６〕875頁）。

先進国は後進国よりも貨幣の相対的価値が小さいということがマルクスによって指摘されているのであるが，ここでの焦点は次の点にある。

貨幣の相対的価値は貨幣の価値を全商品世界の商品種類の使用価値で表現されたものである。先進国は他の後進国に比して，より小量の労働で単位当り商品を生産することが可能であるから，貨幣の国民的価値の相異が今ないものとすれば，先進国の物価は低いこと，したがって貨幣の相対的価値は大きいはずである。にもかかわらず，先進国において貨幣の相対的価値が小さいということが語りうるためには，貨幣の価値の国民的相異が極めて大きいこと，先進国の貨幣の国民的価値がそれだけ小さいものでなければならない。

これは輸出産業の生産性の上昇率がそれだけ高いこと，それによって他の産業の相対価格が上昇することを意味する。

以上の変動過程を抽象し構造的に把握するならば，先進国と後進国との間の物価水準を比較すると，先進国の物価水準が高いものとして，従って貨幣の相対的価値の国民的相異として現われてくる。

以上のことは労働者階級の消費資料の貨幣表現としての貨幣賃金は先進国において高くなるということを意味する。この貨幣賃金が持つ消費資料に対する購買力としての実質賃金はその貨幣賃金の相異に比例して高いというわけにはいかない。勿論，先進国は後進国に比して労働の国民的平均強度差が大きく，労働力の維持に必要な消費資料はそれだけより大きく必要になって来るが故に，実質賃金は高いということはいえる。以上において，我々は世界市場における市場価格の変動を規制する世界市場価値を展開した。以上の展開は世界市場における諸資本の競争を展開する為の第一歩に過ぎない。とりわけ，外国貿易を推進する主要な槓杆としての外国為替の分析がさしあたって展開されなければならないが，これはいずれの機会に発表する予定である。

≪弘用，参考文献≫

〔1〕 K，マルクス『経済学批判要綱』Ⅱ高木幸二郎監訳Ⅱ
〔2〕 唐渡興宣「国民経済と生産の国際的関係」(『一橋論叢』第73巻第5号)
〔3〕 木下悦二『資本主義と外国貿易』有斐閣，昭和38年
〔4〕 柴田政利「貿易の必然性と国際価値論」(『明大商学論集』第55巻第8号)

〔5〕 宇野弘蔵『経済原論』青林書院新社，昭和30年
〔6〕 K，マルクス『資本論』第Ⅰ部下，長谷部文雄，青木書店
〔7〕 名和統一『国際価値論研究』日本評論社，昭和24年
〔8〕 山本二三丸「等価交換論―― 価値法則論を中心として――」（『立教経済学研究』第4巻第2号）
〔9〕 村岡俊三「世界市場における価値法則―― 国際価値論研究(一)――」（『西南学院大学商学論集』第9巻第2号）
〔10〕 川尻　武「外国貿易論」有斐閣，昭和49年
〔11〕 K，マルクス『経済学批判』岩波文庫